

令和3年度から 市民税・都民税が一部改正されます

税制改正により、令和3年度(令和2年中の所得)から主に次の項目が改正されます。くわしくは市ホームページをご覧ください。



問課税課市民税係・内線1206

- 給与所得控除額** 給与所得控除額が一律10万円引き下げられます。また、給与等の収入金額が850万円を超える場合、控除の上限額が195万円に引き下げられます。
- 公的年金等控除額** 公的年金等控除額が引き下げられます。また、公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合、控除の上限額が195万5,000円となります。
- 扶養親族や同一生計配偶者の控除、条例非課税要件** 基礎控除・給与所得控除額等の改正を踏まえ、要件となる合計所得金額が一律10万円引き上げられます。
- 基礎控除** 控除額が原則として10万円引き上げられます。
- 所得金額調整控除** 子育て世帯等に対する調整措置と、給与所得と公的年金所得の両方を有する者に対する調整措置が、創設されます。
- 調整控除の適用除外** 合計所得金額が2,500万円を超える場合は調整控除の適用がなくなります。
- ひとり親控除*の新設** 婚姻をしていないまたは配偶者の生死が明らかでない一定の人のうち、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下)がいる者(合計所得金額500万円以下)については「ひとり親控除(控除額30万円)」が適用されます。
- 寡婦控除*の見直し** 「ひとり親控除」の対象とならない寡婦は、引き続き寡婦控除(控除額26万円)が適用されます。所得制限(合計所得金額500万円以下)があります。
- 寄附金税額控除の特例** 文化庁・スポーツ庁が認めたイベントで、入場料等の払戻請求権を放棄した場合、その金額分を寄附金控除として適用できます。

*「ひとり親控除」「寡婦控除」とも、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある場合は対象外です。

例1 扶養要件について(年間の給与収入が101万円のAさんの場合)



例1	改正前	改正後
年間給与収入(①)	101万円	
給与所得控除額(②)	65万円	55万円
控除後の給与所得(①-②)	36万円	46万円
扶養要件	38万円	48万円

例2 税額について(年間の公的年金収入が160万円のみの方Bさんの場合)



例2	改正前	改正後
年間公的年金収入(①)	160万円	
公的年金等控除額(②)	120万円	110万円
基礎控除額(③)	33万円	43万円
課税される所得(①-②-③)	7万円	7万円

所得金額によっては改正後の税額が増えることがあります。

例3 給与所得と公的年金所得の両方がある人の調整措置について(年間の公的年金収入が160万円、給与収入が85万円のCさん(70歳)の場合)



	例3	改正前	改正後
公的年金	年間公的年金収入(①)	160万円	
	公的年金等控除額(②)	120万円	110万円
	控除後の公的年金等雑所得(①-②)★	40万円	50万円
給与収入	年間給与収入(③)	85万円	
	給与所得控除額(④)	65万円	55万円
	所得金額調整控除(⑤)	—	10万円
	控除後の給与所得(③-④-⑤)☆	20万円	20万円
	基礎控除額(⑥)	33万円	43万円
	課税される所得(★+☆)-⑥	27万円	27万円

所得金額によっては改正後の税額が増えることがあります。



12月はおもろ東京滞納STOP強化月間

問収納課・内線1257

市は、安定した税収と納税の公平性確保を目指して、個別の訪問や夜間電話催告を行うほか、差し押さえなどの滞納処分の取り組みを強化しています。

納付する資力のある滞納者に差し押さえを実施

市民の皆さんには、市税や国民健康保険料を納期内に納付いただいておりますが、一部には納付する財産や能力などの資力がありながら滞納しているケースがあります。市は督促や催告などを行っていますが、納付がない場合、法律に基づき、所有する自動車のタイヤロックのほか、右表の例のような差し押さえによる滞納処分を行っています。差し押さえは事前の連絡等をせずに執行します。なお、病気や失業など、収入が不安定で納期内に納めることが困難な場合はお早めにご相談ください。

滞納処分の具体例

預貯金 金融機関に対して預貯金の調査を行い、預貯金を差し押さえます。 	生命保険 生命保険会社に対して調査を行い、生命保険を差し押さえ、解約返戻金等を滞納税・料に充当します。 
給与 勤務先などに対して給与などの調査を行い、法律で定められた額を差し押さえます。 	不動産 不動産を差し押さえます。その内容が登記簿に記載され、権利者にも通知します。 
動産 自宅、関係先を捜索し、貴金属や電化製品などの動産を差し押さえます。 	売掛金 商取引先に対して調査を行い、売掛代金を差し押さえます。 

12月5日(土)・6日(日) 休日相談窓口を開設

平日に納付相談ができない方を対象に、休日窓口を開設します。事前にお申し込みください。対象となるのは、市民税・都民税や固定資産税などの市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料です。
時12月5日(土)・6日(日)、午前9時～午後4時 場 収納課(市役所1階34番窓口) 申12月4日(金)までに 収納課・内線1257へ